

## 令和元年度における障害者虐待に関する相談・通報等の状況について

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

### (1) 相談・通報件数等

(単位：件)

虐待者の種別	養護者	施設従事者等	使用者	その他	計
相談・通報件数	52	16	25	2	95
虐待の事実が認められた件数	18	2	11		31
被虐待者数	18	12	11		41

(注) 相談・通報件数は、県33件、市町村62件。

### (2) 相談・通報経路

(単位：件)

	本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援 専門員・福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	市町村行政職員	その他	労働局からの通報	不明(匿名を含む)	計
養護者による虐待	9	2		1	3		14	1	14	4	4			52
施設従事者等による虐待	3	1	1		1		9			1				16
使用者による虐待	2						1					22		25
その他	1		1											2
計	15	3	2	1	4	0	24	1	14	5	4	22	0	95
構成割合	15.8%	3.2%	2.1%	1.1%	4.2%	0.0%	25.3%	1.1%	14.7%	5.3%	4.2%	23.2%	0.0%	—

### (3) 虐待の種別・類型 (重複あり)

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置(ネグレクト)	経済的虐待	計
養護者による虐待	16		2	1		19
施設従事者等による虐待	1		1			2
使用者による虐待		1	2	1	7	11
計	17	1	5	2	7	32

※1件重複あり

### (4) 被虐待者の状況

#### ア. 被虐待者の障害種別 (重複あり)

(単位：人)

	身体障害	知的障害	精神障害(発達障害を除く)	発達障害	その他の心身機能の障害	不明	計
養護者による虐待	1	8	8	1			18
施設従事者等による虐待	12	10	1				23
使用者による虐待	1	6	3	1			11
計	14	24	12	2			52

※11件重複あり

#### イ. 被虐待者の性別

(単位：人)

	男性	女性	不明	計
養護者による虐待	7	11		18
施設従事者等による虐待	6	6		12
使用者による虐待	7	4		11
計	20	21		41

ウ. 被虐待者の年齢

(単位：人)

	～中学生	15 ～17歳	18 ～19歳	20 ～24歳	25 ～29歳	30 ～34歳	35 ～39歳	40 ～44歳	45 ～49歳	50 ～54歳	55 ～59歳	60 ～64歳	65歳 以上	不明	計
養護者による虐待			2	3		1	2	2	4		2	2			18
施設従事者等による虐待	1			1	1		3		1	1	1	2	1		12
使用者による虐待			2		1					4	1			3	11
計	1		4	4	2	1	5	2	5	5	4	4	1	3	41

(5) 虐待者等の状況（養護者による虐待の場合）

虐待者の続柄（重複あり）

(単位：人)

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	義父	計
人数	6	3	4	1				1	3			2	20

※2件重複あり

(6) 虐待への対応

ア. 養護者による虐待（市町村の対応）

(ア) 虐待への対応策としての分離の有無

(単位：件)

	件数
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	8
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	9
現在対応について検討・調整中の事例	
その他	1
既に別居状態にあるなど分離の必要のない事例	1
計	18

(イ) 分離を行った事例における対応の内訳

(単位：件)

	件数
契約による障害福祉サービスの利用①	2
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置②	2
①、②以外の方法による一時保護	3
医療機関への一時入院	
その他	1
計	8

(ウ) 分離を行っていない事例における対応の内訳（重複あり）

(単位：件)

	件数
養護者に対する助言・指導（介護負担軽減のための事業に参加した事例を除く）	4
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	1
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	1
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	2
再発防止のための定期的な見守りの実施	5
その他	
計	13

## イ. 障害者福祉施設従事者等による虐待

施設従事者等による虐待については、施設・事業所に対する指導や、改善計画の提出を求めた。

## ウ. 使用者による虐待

使用者による虐待については、最低賃金の特例許可を受けずに最低賃金未満で就労させたことによる経済的虐待や職場における無視や暴言等の心理的虐待などであり、労働局において対応している。

障害者虐待防止法施行後（H24.10月～）の状況

○通報件数の推移

相談・通報件数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
養護者	36	28	29	37	36	34	52
施設従事者等	2	10	5	12	18	24	16
使用者	18	16	22	22	28	37	25
その他	4	7	6	5	5	11	2
計	60	61	62	76	87	106	95

○虐待の事実が認められた件数の推移

虐待件数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
養護者	10	7	9	14	13	8	18
施設従事者等	0	1	2	0	5	4	2
使用者	15	12	11	11	17	21	11
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	25	20	22	25	35	33	31

○被虐待者数の推移

被虐待者数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
養護者	10	7	9	14	13	8	18
施設従事者等	0	1	2	0	5	6	12
使用者	17	12	11	11	17	21	11
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	27	20	22	25	35	35	41